

小児科医師 中原利郎先生の 過労死認定を支援する会ニュース

第9号

2008-11-29

支援する会ニュース編集局

〒104-0061 東京都中央区銀座

4-14-19 第二カタヤマビル3F

銀座内科診療所



過労死を認め、病院の責任は認めず 不当判決に全国から批判

中原利郎先生の過労死について病院の責任を問うた民事訴訟控訴審で東京高裁は十月二十二日、控訴を棄却する判決を言い渡した。中原先生の過労さえも否定した地裁とは異なり、業務の過重性を認め、さらにそれが原因で鬱病を発症し自死に至ったことを明確に認めながら、病院の責任は否定する、という不当判決。判決当日に批判声明を発表した「支援する会」の他、各種団体、医療従事者や一般の人からも、「この高裁判決の問題を指摘し批判する声が一斉にあがっている。原告遺族は十一月四日、最高裁への上告受理申立の手続きを行い、支援の会はこれまで以上に原告を支援し続けることを確認した。」

司法の責任放棄に怒りと悲しみ 全力で支援を続ける

中原医師の死について病院側の責任を認めない高裁判決に、強い憤りと同時に深い悲しみを覚えます。中原医師の死が過重労働による過労死であることは、平成19年の行政訴訟判決により確定しておりますし、今回高裁判決も認めるところです。にもかかわらず、雇用者である病院の安全配慮上の落ち度を認めない判決は、全国の病院で常態化している労働基準法違反、労働安全衛生法違反に対し、その現状を追認するばかりか、環境改善を怠る病院や国に対し格好の免罪符を与えることになりかねません。これは、医師の職場環境を改善しようという世論の流れに逆行する判断であり、司法は、罪なき人を守るという本来果たすべき責任を放棄したと言わざるを得ません。



守月 理
「支援の会」会長
心臓血管外科医

高裁で判決を聞いて

「原告の控訴を棄却する」との裁判長の判決。それはあつという間の出来事だった。三人の判事は、その判決に説明を求めたい私たちの期待に對してくるりと身を翻し、裁判長席の後ろにある扉から逃げようように退席していった。

<< 第9号の主な内容 >>

- 1面：守月会長声明
- 2面：川人博弁護士に聞く
- 3面：労働基準法違反を問わない
- 4面：のり子さん医師会会長に会う
- 別刷：6月のシボゾム報告
- 別刷：高裁判決要旨
- 別刷：のり子さんのメッセージ
- 別刷：第5期会計報告
- 別刷：高裁判決に怒りの声

「それはないよ」と納得がいかないまま「退席して下さい」と係の人の案内に追われるように外へ出た。

判決では、99年3月の業務の過重性は認めるが、翌4月の降の仕事を減るとの認識にあり、病院には中原の業務の過重性を予見することができなかつたので、安全配慮義務違反はない、とのことだ。そこには、病院における安全配慮義務とは何であったのかという議論はない。

「安心した」との発言。「一人が一人亡くなっているのですよ。それに対する、病院側のコメントが『安心した』でいいのですか？」と何度も詰め寄る記者に、最後は「持ち帰って回答します」と締めくくった。そして、翌日の新聞記事には「改善を図るべきところは改善していきませう」という趣旨の病院コメントが掲載された。十分な対応ができなかったという認識はどこにもない。しかし、どういいうわけか、中原の死から倭成病院小児科の夜間当直は中止されているのだ。

高裁判決の問題点
高裁判決では、業務の過重性からうつ病を発症し自殺に至ったという因果関係が認められた。この点では、一審判決を大きく変更し誤りを正した。しかし、病院に責任はないとした。これは、一般市民の感覚で考えれば、突発的なことや病院の外で起きた事態で、病院が全く気が付かなかつたのなら、病院に責任がないということも、論理的にはありえるかもしれない。しかし今回のことは病院の中の業務によって進行したことで、病院が過重な業務に気付かなかつたという点ではありえない。過重な業務を原因として認めないというのは、いかにもおかしい。これが最大の問題点。もう一点は、業務の過重性について、うつ病発症との因果関係を論じている部分では、3月から6月が過重であつたとしても、3月だけが一次的に過重であつたかのように言っている。一つの判決の中の矛盾であり、これも大きな問題点だ。



川人博弁護士に聞く

決は、これに違反していることと、賠償責任とは関係がないと言っている。労働者の命や健康を守るための法律に違反しても、安全配慮義務違反でないというのは、これも法律の解釈が間違っている。過労死や過労自殺の最高裁の判決としては、二〇〇〇年の電通判決が、リーディングケース、もつとも基本になる判決であるが、過重な労働をさせなければ責任がある、法律に違反していれば責任があるという考え方は、この最高裁判決の考え方もあり、今回の高裁判決は、これにも反しているということになる。

今後の日程と見通し

高裁が裁判の記録を整理して最高裁へ渡すのは、年末頃か。それから担当の裁判官が決まる。こちらが申し立ての理由書を提出するのは12月になるかと思う。高裁の判断は、非常に早ければ数ヶ月で出ることもあるが、それは、申し立てを認めない場合、慎重に検討する場合は、一、二年以上かかることもよくある。しかし長く待たされても、認められないことの方が多。まずは、すぐにはなるとしてもないよう、申し立て理由書を説得力のあるものにするようがんばりたい。そして、最高裁に、非常に多くの事件がある中で、「この事件は重要なのでじっくり考えなければいけない」と考えさせることが大事。そのためには、国民世論がそういうことを求めているということを示す一つの手法だ。(談)

郡司 登「支援の会」役員
中原利郎先生中高同級生

最高裁に上告受理申立

不当判決に抗議 11月4日

勤務医の2割が過労死ライン 労基法違反はなぜ問われない

「週刊東洋経済」から 特集「医療破壊」から

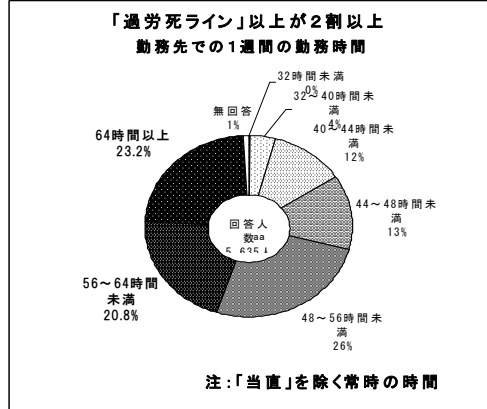
今回の高裁判決は、労災認定訴訟がすでに確定していることから、業務と自殺、うつ病との因果関係を明確に認め、その一方で病院側の責任は小さい認めなかつた。

原告の主張を退けた高裁は「予見可能性」という言葉を持ち出した。安全配慮義務が問題となる場合には、業務による疲労の蓄積がもとで精神障害を起すおそれについて具体的客観的に予見可能であることを必要としたのだ。

「勤務が過重な月もあったが、あくまで一時的なもので、本人の意思で解消できるものだった」

「中原医師から病院側に人員確保の働きかけがないことから、心身の健康を損なうことを具体的に客観的に予見できなかった」

医療機関の72%が「何らかの労働基準関係法令違反がある」。多くの医療機関で、勤務医に対する労務管理が極めて曖昧かつずさんなのだ。さらにも把握されていない。日本病院会の「勤務医に関する意識調査」(右図・出所は日本病院会による「勤務医に



今に生かそうナイチンゲールの思い

10月22日、中原裁判は敗訴しました。自殺と病院業務との間に因果関係は認められたものの、病院の安全配慮義務違反は認められないう判決内容に、勤務医が自身を守るために現場を去る、



本田 宏

(済生会栗橋病院副院長
医療制度研究会副理事長)

「犠牲のない献身こそが真の医療奉仕につながる」というナイチンゲールの言葉を忘れてはなりません。メディアや病院管理者の方には「犠牲のない献身こそが真の医療奉仕につながる」、

この言葉を繰り返して訴えていきたいと思っています。

「この過重労働を許した人事の管理責任者である院長、事務長に落ち度がなかった」というのであれば、労基法には安全に働く人権はないと

業務が過重であるということをしつかりと認めたと

このような判決に、一般市民として、母として、

なぜ？ という思い、また怒りと悲しみがぬぐいきれません。過重労働は、個人の責任だとい

初から判決が覆るのはい

私たちが小児医療を守りたいと活動をして

ひとは「すべてが親が病気について知るとする

「医師の労働環境を改善していくこと」

重労働を改善していくこと、社会に訴えていくこと、

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

なぜ？ 過重労働は個人の責任???

『知ろう！小児医療 守ろう！子ども達』の会
代表 阿真 京子

このままでは、中原先生の命を懸けて世に訴えたかったあまりにも切実な思いは、報われないと思います。裁判で争うというこ

超える御苦勞があるとは思いますが、のり子さんたちは、医療者の皆さんの無念や私たちの怒りを胸に、もうひと踏み張り闘ってほしいと思います。

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども

この不当な判決を、中原医師が守りたかった子ども



著書『医師の主張』を手にする唐澤会長とのり子さん

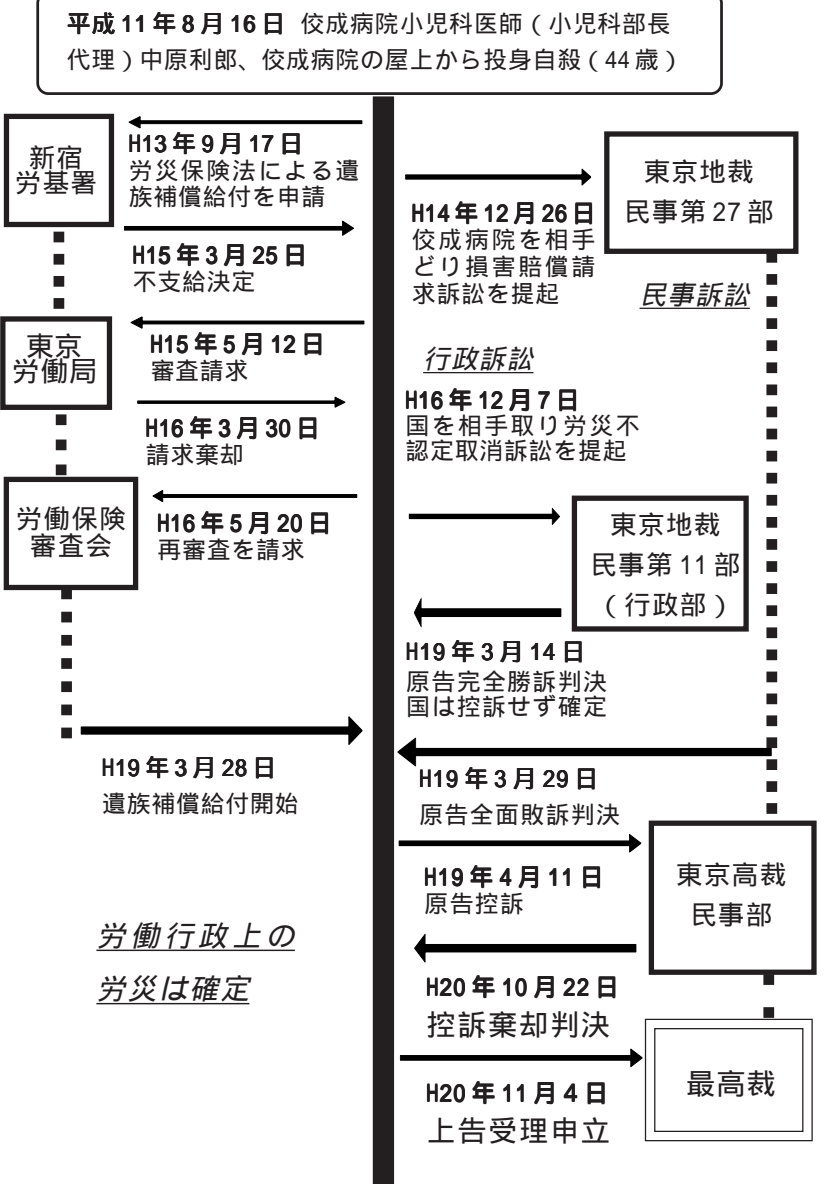
「支援の会」は二〇〇八年六月二八日午後二時から、東京・お茶の水の東京医科大学講堂で、「あなたを診る医師がいないくなる！」と題して、勤務医の労働環境を改善するシンポジウムを開いた。

あなたを診る医師がいなくなる！

過重労働に病院の責任は？ シンポジウム報告

「支援の会」は二〇〇八年六月二八日午後二時から、東京・お茶の水の東京医科大学講堂で、「あなたを診る医師がいないくなる！」と題して、勤務医の労働環境を改善するシンポジウムを開いた。

「支援の会」は、交代勤務のフリーライター塚田真紀子、シンポジウム進行役



「支援の会」は二〇〇八年六月二八日午後二時から、東京・お茶の水の東京医科大学講堂で、「あなたを診る医師がいないくなる！」と題して、勤務医の労働環境を改善するシンポジウムを開いた。

1 主文 本件控訴を棄却する。 1 死亡のうつ病発症と被控訴人病院における業務遂行との因果関係の有無

2 被控訴人の安全配慮義務違反及び注意義務違反の有無

東京高裁判決要旨 (高裁配布資料)

3 結論 以上のとおり、死亡の自業発症の原因となつた業務遂行との間に相当因果関係が認められることはできるが、被控訴人が安全配慮義務を怠つたことによる業務遂行との間に相当因果関係が認められることはできない。

裁判官からの5秒ほどの判決言い渡しで「不当判決」という言葉が頭の中でクルクル回っていました。日本中のたくさんの小児科医師から宿直アンケートにご協力頂き、亡夫の労働環境は、当然身体を壊してしまうようなものだった事は明らかに、行政裁判でも明記されていることなのに。人が壊れるほど働いても使用者に責任はなく、自己責任を押し付けるのか。「無断欠勤がなかった」「上司に相談がなかった」「特に忙しかったのは一時的(2ヶ月間)」こんな理由で真面目に働く医療者を病院は守ってくれないのか。私は判決を聞き終え、しばらく椅子に深く沈みこみました。被告病院からは、謝罪や夫の功績に対する感謝の言葉もなく、「病院の責任を問われずほっとしている」とコメントした代理人の言葉に病院側の姿勢が表れていると感じました。

医療に携わる人
その声をいま最高裁へ

このような判決が残ることになったら、医療者のみならず、一般企業の人たちの過労死や過重労働を助長するものではないかと思ひ、控訴審破棄差し戻し判決を目指しての上告受理申立を決議しました。子どもたちに報告すると「そう来ると思っていたよ。また長い道が続くけど頑張ろう」、そんなメールの返信がありました。また険しい道の

Noriko's のり子のメッセージ Message

りを歩んでいくのかと途方に暮れる間もなく、全国の医療者や小児救急を必要とする方々からホームページを通してたくさんの方の励みのメッセージと不当判決に対する怒りのコメントを届けて戴いています。この声を最高裁判所の裁判官に届ける事が私のこれからの活動です。ウェブサイトで受け付け中、また、事務局宛のお手紙でもかまいません。皆様の率直なコメントをお寄せくださいます様お願い致します。



ここにいない人
そのつながりを勇気に

敗訴の判決を受けての記者会見上で、父親に憧れて今春小児科医師になった娘の智子が「医師が守られない判決で残念。患者さんの命を守るには医師の心身の健康が必須だと実感している」、そして、「父は、何の為に一生懸命働いていたのか」と言ったその

声が、今も私の耳から離れられないのです。



☆追伸1
会報8号でお知らせした後にも、下記のようにいろいろなど、下記のお話する機会をいただいています。医師の過労についてお話しするためなら、どこへでもうかがいます。あなたの町にも、呼んでください！
○5月10日青森県第26回医療福祉研究会
○6月8日全日東京連盟・設立集会
○11月18日東京福祉専門学校
○11月21日東京医療と福祉の現場から学ぶ現代社会「ゼミ」
○平成21年2月20日神奈川県医師会・勤務医部会「予定

☆追伸2
「小児救急」の本がきつかけで、素敵な会が誕生しました。「知ろう！小児医療」守ろう！子ども達への会です。小児科医師の過重労働など小児医療が抱える問題の改善のためには、国や医師だけでなく、現場の親たちにもできることが、現場の親たちにもできることを、子どもの病気の基礎知識を小児科医師から直接学ぶ講座を開いたり、自治体へ働きかけたり、シンポジウムや学会で声をあげたり、活動の練り広げていきます。今後の活動予定などは、会のホームページ(Url: http://plaza.rakuten.co.jp/iryo000/)へ。

代表の阿真京子さんから私へのメールは「中原先生からありがとうございます。私も阿真さんと一緒に活動したいです。阿真さんを応援させていただきます。夫も応援させていただきます。」と、何の為に一生懸命働いていたのか」と言ったその

●中原過労死事件を知る本
『なじれ 医療の光と影を越えて』志治美世子著/税込価格1680円/集英社(2008年5月)

『壊れゆく医師たち』(岩波ブックレット) 岡井崇・川人博・千葉康之・塚田真紀子・松丸正著/税込価格504円/岩波書店(2008年2月)

『小児科を救え！』千葉智子・堀切和雅著/税込価格1890円/ユビキタ・スタジオ:KTC中央出版(2007年1月)

『小児救急「悲しみの家族たち」の物語』鈴木敦秋著/税込価格1785円/講談社(2005年4月) 改訂版『小児救急』(講談社文庫)が12月12日、発行される予定です。

『研修医はなぜ死んだ?』塚田真紀子著/税込価格1680円/日本評論社(2002年3月)

※来年2月、塚田さんの新刊『医者を殺すな!』(仮題、日本評論社)が発行される予定です。



会費払い込みのお願い

「支援する会」の活動は、皆さんの会費によって支えられています。会員の皆さんには継続的な御支援と新規会員の御紹介をどうぞよろしくお願いいたします。会報に会費振込用紙を同封させていただきました。既にお支払いいただいている方には失礼をお詫びいたします。御容赦ください。会費額は会則により「年間一口千円、何口でも可」と定めております。会では、額の多寡に関わらず、御支援に心から感謝して有効に使わせていただいています。

第5期の会計報告は、下表のとおりです。現在は既に第6期に入っており、第6期の会費徴収が遅れております。会員の皆様におかれましては、第6期の会費納入方宜しくご支援お願い申し上げます。

会計担当役員・郡司登
会計監査・高橋克典

<< 第5期(H19.9月~H20.8月)収支報告書 >>

収入の部	入金(円)	支出の部	支出内容	出金(円)
前期繰越金	259,770			
会費収入	1,484,900	施設利用料	支援の会施設使用料	17,180
利息収入	308	事務用消耗品	支援の会会報用紙、北代、他	355,920
図書売却	359,660	図書購入費	「小児救急」他 購入	194,880
		雑費	会費入金時手数料、通信費・交通費他	509,019
		次期繰越金		1,027,639
計	2,104,638			2,104,638

< 支援の会・案内 >

問い合わせ先: 東京都中央区新川1-11-6中原ビル「小児科医師中原利郎先生の過労死認定を支援する会」事務局
電話 090-6133-0090
ホームページ: <http://www.5f.biglobe.ne.jp/~nakahara/>
メーリングリスト: 参加資格は「支援の会」会員(会費をお支払いいただいた方)限定。
お問い合わせは下記アドレスへ。
kuki@medical.email.ne.jp

会報バックナンバー: 上記ホームページにPDFファイルを掲載しております

- 役員
- | | | |
|-------|----|-----|
| 会長 | 守月 | 理 |
| 副会長 | 藤塚 | 主夫 |
| 事務局長 | 九鬼 | 伸夫 |
| 事務局次長 | 鈴木 | 幸弘 |
| 会計 | 郡司 | 登 |
| 会計監査 | 高橋 | 克典 |
| 幹事 | 川島 | 道美 |
| | 岩岡 | 秀明 |
| | 天野 | 教之 |
| | 仁科 | 典子 |
| | 松崎 | 道男 |
| | 杉原 | 正子 |
| | 植木 | 由紀子 |
| | 山崎 | ひろ子 |
| | 阿真 | 京子 |
| | 川井 | 猛 |